

兼業・副業のガイドライン

時代背景

- (1) 兼業・副業を希望する者は、年々増加傾向にあります。理由は、収入を増やしたい、1つの仕事だけでは生活できない。自分が活躍できる場を広げる。様々な分野の人とつながりが出来る、時間のゆとりがある、現在の仕事で必要な能力を活用・向上させる等様々である。形態も正社員、パート・アルバイト、会社役員、起業による自営業主等さまざまである。
- (2) 裁判例では、労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的に労働者の自由である。企業がそれを制限することが出来るのは
- ① 労務の提供上の支障がある場合
 - ② 業務上の秘密が漏洩する場合
 - ③ 競業により自社の利益が害される場合
 - ④ 自社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合
- に該当する場合と解される。

メリットと留意点

【労働者のメリット】

- ① 離職せずとも別の仕事に就くことが可能であり、スキルや経験を得ることで主体的にキャリアを形成できる
- ② 本業の所得を活かして、自分のやりたいことに挑戦でき、自己実現を追求することが出来る
- ③ 所得が増加する
- ④ よりリスクの小さい形で将来の企業・転職に向けた準備・試行が出来る

【労働者の留意点】

- ① 就業時間が長くなるため、自身による労働時間や健康管理が必要になる
- ② 職務専念義務、秘密保持義務、競業避止義務を意識することが必要である
- ③ 1週間の所定労働時間が短い業務を複数行う場合には、雇用保険等の適用がない場合がある

【企業側のメリット】

- ① 労働者が、社内では得られない知識・スキルを獲得できる
- ② 労働者の自律性・自主性を促すことが出来る
- ③ 優秀な人材の獲得・流出の防止ができ、競争力が向上する
- ④ 労働者が社外から新しい知識・情報や人脈を入れることで、事業機会の拡大につながる

【企業側の留意点】

- ① 必要な就業時間の把握・管理や健康管理への対応、職務専念義務、秘密保持義務、競業避止義務をどう確保するかという懸念への対応が必要である

労働時間管理

原則：労基法38条第1項では「労働時間は、事業場を異にする場合においても労働時間に関する規定の適用については通算する。」と規定されている。「事業場を異にする場合」とは事業主を異にする場合も含む（労働基準局長通達「基発769号」）とされています。

例外：基準法が適用されない場合

- ・フリーランス、独立、起業、共同経営、アドバイザー、コンサルタント、顧問、理事、監事等

基準法は適用されるが労働時間の規制が適用されない場合

- ・農業・畜産業・養蚕業・水産業、管理監督者・機密事務取扱者、監視・断続的労働者、高度プロフェッショナル制度

所定外労働の割増賃金の扱い

割増賃金の支払い義務：各々の使用者は、自らの事業場における労働時間制度を基に、他の使用者の事業場における所定労働時間・所定外労働時間についての労働者からの申告等により、

- ・まず労働契約の締結の先後の順に所定労働時間を通算し
- ・次に所定外労働の発生順に所定外労働時間を通算することによって

それぞれの事業場での所定労働時間・所定外労働時間を通算した労働時間を把握し、その労働時間について、自らの事業場の労働時間制度における法定労働時間を超える部分のうち、自ら労働させた時間について、時間外労働の割増賃金を支払う必要がある。

簡便な労働時間管理の方法

副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方については、上記のとおりであるが、日数が多い場合や双方の事業場において所定外労働がある場合等においては、労働時間の申告等や通算管理において、労使双方に手続き上の負担が伴うことが考えられる。

そこで、労基法に定める最低労働条件が遵守されやすくなる簡便な労働時間管理の方法（管理モデル）が考えられている。

詳細については「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（下記 URL 参照）をご覧ください。

[<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000996750.pdf>]

施設経営のQ&A

労務管理、会計・税務等の様々な問題に
専門相談員が、的確にお答えします。

「貸借対照表」と「財産目録」の整合性確認について

「貸借対照表」と「財産目録」の整合性について確認すべき箇所を教えてください。

整合性を確認すべき箇所は以下の通りです。

(1) 「貸借対照表自体」の整合性

次の金額は必ず一致しますので、一致を確認する必要があります。

「資産の部合計」＝「負債及び純資産の部合計」

(2) 「貸借対照表」と「財産目録」の整合性

次の金額の一致を確認する必要があります。

「貸借対照表」の当年度末欄の「純資産の部合計」＝財産目録の「差引純資産」

また、各勘定科目毎に見ても「貸借対照表」と「財産目録」の金額は全て一致するはずですので、この確認も必要です。

例示すると次の通りです。

法人単位 貸借対照表

資産の部			負債の部		
勘定科目	当年度末	前年度末	勘定科目	当年度末	前年度末
			純資産の部合計	「オ」 800	
資産の部合計	「ア」 5,000	「イ」 4,500	負債及び純資産の部合計	「ウ」 5,000	「エ」 4,500

財産目録

貸借対照表科目	場所・物量等	(略)	減価償却累計額	貸借対照表価額
差引純資産				「カ」 800

貸借対照表の「資産の部合計」(当年「ア」、前年「イ」と「負債及び純資産の部合計」

(当年「ウ」、前年「エ」)の一致を確認します。

「ア」＝「ウ」＝5,000

「イ」＝「エ」＝4,500

貸借対照表の「純資産の部合計」(当年「オ」と財産目録の「差引純資産」(カ)の一致を確認します。

「オ」＝「カ」＝800

(整合性を確認すべき計算書類の範囲)

(1) 「貸借対照表自体」の整合性

上記は「法人単位」の計算書類について説明していますが、事業区分別(社会福祉事業、公益事業、収益事業)や拠点別の貸借対照表についても同様に整合性の確認をする必要があります。

(2) 「貸借対照表」と「財産目録」の整合性

「財産目録」は原則として法人全体でしか作成しません。

そのため「財産目録」と整合性を確認できるのは「法人単位貸借対照表」のみとなります。

試用期間の延長は可能？

試用期間とはどのようなものですか？また、試用期間の延長は可能なのでしょうか。

試用期間とは

正社員としての適性を判断するための期間です。1か月、2か月のところもありますが、3か月から6か月程度のところが多い。この期間に会社は、新たに採用した社員の勤務態度、能力、スキルなどを評価して本採用にするかどうかを決定する。

試用期間の延長のポイント

(1) 雇用者として、本採用するかどうかを検討する時間が欲しい場合、または注意したことや本人の反省状況を確認したい場合

①勤務態度や業務成績が著しく悪い状態である

②病気や怪我での通院または入院で勤務日数が極めて少ない

③無断欠勤や遅刻が多い

④経歴詐称などの懲戒事由が判明した

このようなケースで改善が見込めると判断した場合の延長が考えられる

(2) 就業規則又は雇用契約書に試用期間の延長が記載されている

(3) 労働者への事前通知および合意がある

試用期間終了後の通知は、トラブルのもとになります。



富山県社会福祉協議会 経営相談室 月曜～金曜 祝祭日年末年始休み ※できるだけ「FAX経営相談票」を

Mail: manji@wel.pref.toyama.jp 専用 TEL: 076-432-6219 FAX: 076-432-6532

ご利用ください

HP <https://www.toyama-shakyo.or.jp/keiei-soudan/> (富山県社協 HP→相談する→福祉施設の経営相談)